明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕

○市町の廃置分合の件（総務五～一一）　一
○政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件（政治資金適正化委一）　二
○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律第五条の規定による認証をした件（法務一〇～一二）　二
○日本国に帰化を許可する件（同一三）　三
○国際連合安全保障理事会決議第千八百九十六号（コンゴ民主共和国に係る制裁措置等の延長等に関する決議）に関する件（外務一八）　三
○農業災害補償法第百二十条の六第五項の規定に基づき同項の特定の収穫共済の共済目的の種類等につき農林水産大臣が定める細区分を定める等の件の一部を改正する件（農林水産一〇二）　四
○平成二十三年産のうんしゅうみかん、りんご、ぶどう、なし、もも、いよかん、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びパインアップル並びに平成二十四年産のなつみかん及びかんきつ類の果樹（うんしゅうみかん、なつみかん及びいよかんを除く。）の果実の単位当たり価額として農林水産大臣が定める金額を定める件（同一〇三）　五
○平成二十二年産のうんしゅうみかん、りんご、ぶどう、なし、もも、いよかん、おうとう、びわ、かき、くり、うめ、すもも、キウイフルーツ及びパインアップル並びに平成二十三年産のなつみかん及びかんきつ類の果樹（うんしゅうみかん、なつみかん及びいよかんを除く。）の果実の単位当たり価額として農林水産大臣が定める金額を定める件の一部を改正する件（同一〇四）　五
○保安林の指定をする件（同一〇五～一一〇）　六
○保安林の指定を解除する件（同一一一～一一八）　七
○中小企業信用保険法第二条第四項第一号の事業者を指定する件（経済産業一、二）　八
○高速自動車国道に関する件（国土交通八、九）　八
○気象庁予報警報規程の一部を改正する件（気象庁一）　九
○水質汚濁に係る農薬登録保留基準の一部を改正する件（環境一）　九
○道路に関する件（東北地方整備局一）　一〇
○都市計画に関する件（関東地方整備局三、四）　一〇
○都市計画に関する件（北陸地方整備局二、三）　一〇
○道路に関する件（中部地方整備局二）　一〇
○都市計画に関する件（同四）　一〇
○都市計画に関する件（北海道開発局三）　一〇

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣　総務省　法務省　財務省　文部科学省　一〇

〔官庁報告〕

国家試験

平成二十二年不動産鑑定士試験（短答式試験・論文式試験）の施行（国土交通省土地鑑定委員会）　一二

〔公告〕

諸事項

官庁

有権者申出方、土地家屋調査士懲戒処分、弁護士資格認定、建設業の許可の取消処分、建築士懲戒処分関係　一三

裁判所

相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係　一三

特殊法人等

国土交通省共済組合定款の一部変更関係　二九

会社その他

告示

○総務省告示第五号

市町の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、阿武郡阿東町を廃し、その区域を山口市に編入する旨、山口県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成二十二年一月十六日からその効力を生ずるものとする。

平成二十二年一月十二日

総務大臣　原口　一博

○総務省告示第六号

市町の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、海部郡七宝町、同郡美和町及び同郡甚目寺町を廃し、その区域をもってあま市を設置する旨、愛知県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成二十二年三月二十二日からその効力を生ずるものとする。

平成二十二年一月十二日

総務大臣　原口　一博

○総務省告示第七号

市町の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、加須市、北埼玉郡騎西町、同郡北川辺町及び同郡大利根町を廃し、その区域をもって加須市を設置する旨、埼玉県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成二十二年三月二十三日からその効力を生ずるものとする。

平成二十二年一月十二日

総務大臣　原口　一博

○総務省告示第八号

市町の廃置分合

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、富士郡芝川町を廃し、その区域を富士宮市に編入する旨、静岡県知事から届出があったので、同条第七項の規定に基づき、告示する。

右の処分は、平成二十二年三月二十三日からその効力を生ずるものとする。

平成二十二年一月十二日

総務大臣　原口　一博